国から地方へ

平成19年から税源移譲によって

あなたの住民税が変わります

〈町民税・県民税〉

「地方でできることは地方に」という方針のもと、各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために政府が進めている三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

国から地方へ

税源移譲

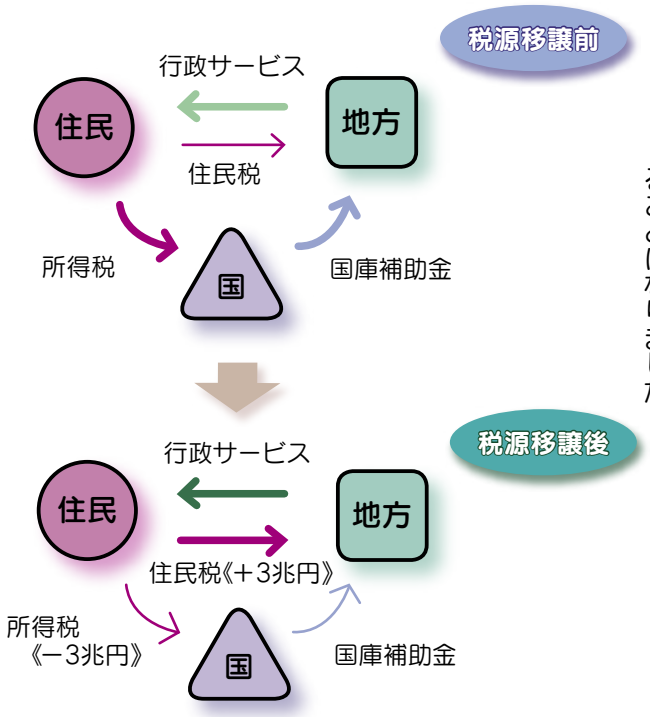

Q なぜ変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源移譲が行われるからです

現在、国が国税として集めた財源を地方に国庫補助金として配分する形をとっていますが、その行財政システムは地方団体にとって必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスをより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10％に統一されます

住民税には一定の税額のかかる均等割と所得に応じた税額のかかる所得割があります。このうち所得割の税率は課税所得によって税率が変わる超過累進構造になっていました。しかし、今回の改正により所得額にかかわらず一律10％になります。したがって課税所得が同じでも平成19年度分からは住民税額が増減することになります。

課税所得	住民税 所得割税率
200万円まで	5％
200万円～700万円まで	10％
700 万円超	13％

平成18年度分まで

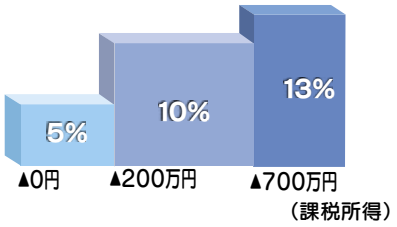

【例：課税所得が300万円の場合】
200万円×5％＋（300万円－200万円）×10％＝20万円

平成19年度分から

課税所得	住民税 所得割税率
課税所得にかかわらず	一律 10％

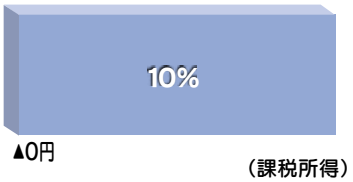

【例：課税所得が300万円の場合】
300万円×10％＝30万円

※税率は、県民税と町民税を合わせたもの

Q 税負担は増える？ 減る？

A 税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません

住民税の所得割税率の見直しに伴い、国に納める所得税の税率も見直され、税額が増減します。住民税については最低税率が5％から10％に引き上げられ、最高税率は13％から10％に引き下げられます。逆に、所得税は最低税率が10％から5％に引き下げられ、最高税率は37％から40％に引き上げられます。

住民税が増加した部分は所得税が減少し、住民税が減少した部分は所得税が増加する構造になっており、住民税と所得税の税率を合計した税率が変わらないようになっています。このため税源移譲の前後で「住民税＋所得税」の納税者の負担は変わりません。

税源移譲前

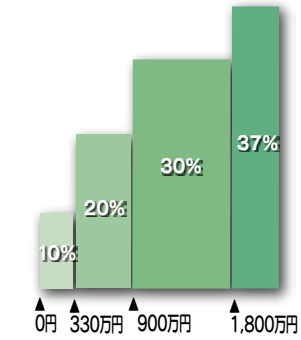

所得税

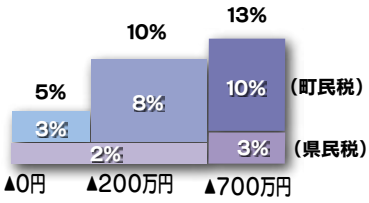

住民税（所得割）

税源移譲後

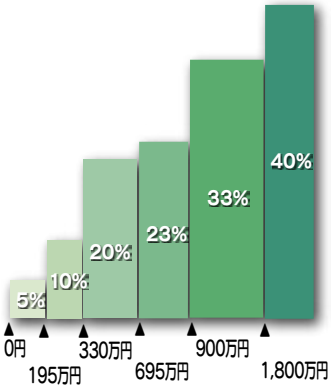

所得税

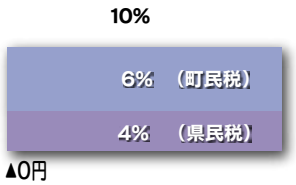

住民税（所得割）

住民税と所得税では人的控除額（基礎控除や扶養控除など）が違うため同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税の課税所得よりも多くなっています。この差分による税額の増加分は「調整控除」による住民税の減額措置を講じることによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

また、税源移譲によって所得税が減税となる場合、住宅ローン控除で減税できる額が減ってしまう場合があります。その減ってしまった分を翌年度の住民税から控除できます。

【例1：独身で給与収入が500万円の人の場合】　（単位：円）

給与収入	給与所得	税源移譲前			税源移譲後			合計の差額	調整控除額
		住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計		
500万円	346万円	213,000	308,000	521,000	313,000	210,500	523,500	2,500	－2,500

※所得控除は、基礎控除のみ

負担増減額＝0円

【例2：妻と子ども2人（ともに無収入）がいて、給与収入が700万円の人の場合】　（単位：円）

給与収入	給与所得	税源移譲前			税源移譲後			合計の差額	調整控除額
		住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計		
700万円	510万円	266,000	336,000	602,000	366,000	238,500	604,500	2,500	－2,500

※所得控除は、配偶者控除、特定扶養控除、扶養控除、基礎控除のみ

負担増減額＝0円

【例3：妻（無収入）がいて、年金収入が200万円の人（年齢65歳以上）の場合】　（単位：円）

年金収入	年金所得	税源移譲前			税源移譲後			合計の差額	調整控除額
		住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計		
200万円	80万円	7,000	4,000	11,000	14,000	2,000	16,000	5,000	－5,000

※所得控除は、配偶者控除、基礎控除のみ

負担増減額＝0円

Q 今年度と来年度の税額は変わる？　変わらない？

A 住民税と所得税を合わせた税率が変わらなくても、所得や所得控除額が増減すれば税額は変わります

住民税と所得税を合わせた税率が変わらなくても、所得が増えたり、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）が減ったりすれば税額は増えます。必ずしも来年度は今年度と同じ税額になるということではありません。

また、税率の改正とは別に定率減税が廃止され、最高で住民税は2万円、所得税は12万5千円の負担増になります。

Q 実際にいつから変わるの？

A
- 住民税は平成19年6月の納付分から
- 所得税の源泉徴収をされている人は平成19年1月から
- 所得税の確定申告をしている人は平成20年2月から行われる確定申告から

新しい税率での課税が始まります

税源移譲

▼問い合わせ＝税務課町民税係
☎(32)8003
FAX(32)2585

Enjoy Sports

三好町体育祭

秋晴れのスポーツ日和となった10月8日、三好公園陸上競技場で三好町体育祭が開催されました。スポーツに親しみ健康な心身を育てようと1958(昭和33)年から始まり、今年で48回目(※昭和34年は伊勢湾台風の影響で中止)。町内25行政区からおよそ4千人が参加し、障害物リレーや綱引きなど地区対抗競技で熱戦を繰り広げました。なお、地区対抗競技では打越行政区が優勝し、12連覇を達成しました。

選手を代表して阪口伸介(さかぐちしんすけ)さんが力強く選手宣誓

熱戦の幕開けは、聖火ランナーを務めた竹野(たけの)智晴(ともはる)さん(あみだ堂)による聖火の点火

三好中学校吹奏楽部の皆さんが開会式の音楽を演奏

三好高校教諭の柘植知則(つげともの)さんの指導で、会場全員「みんなでストレッチ」

当日は絶好のスポーツ日和

デモンストレーション競技の小学生15人16脚「みんなで横一線」。息を合わせて「イチニ、イチニ」

大なわとびは、回し手を含めたチーム全員のタイミングを合わせることが重要。チーム全員がひとつになって新記録に挑戦

ボール背かご入れやビン釣り、パン食い、ムカデ競争など、ユニークな障害物をクリアしながら1チーム12人でたすきをつなぐ障害物リレー。難関の数々に、選手も応援する人も思わず笑顔がこぼれる

玉入れには、各チーム女性10人、小学生10人の計20人が参加

天王小学校マーチングバンド部の皆さんが華麗なドリル演奏で大会に花を添えてくれました

老人クラブ演技「大玉ころがし」は、この日の強風にあおられ、みんな悪戦苦闘していました

奪った綱の本数を競う、子ども会競技「綱取り」。みんなで協力して「引っ張れ！引っ張れ！」

地区対抗競技「綱引き」。一本の綱に全員の力を結集して力いっぱい「ソレッ！ソレッ！ソレッ！ソレッ！」

大会の花形「中学生リレー」。バトンを引き継ぎ猛ダッシュ

体育祭のクライマックスを飾る年齢別リレー。応援にも熱が入る

打越行政区12連覇達成

打越区体育委員長
増岡裕之（ひろゆき）さん

今年は2日間しか練習ができませんでしたが、チームワークの良さで優勝することができました。完全優勝という結果には自分たちもびっくり。今後も勝ち続けていけるよう頑張ります。

平成18年度三好町体育祭地区対抗競技成績表

順位	種目／地区名	大なわとび	綱引き	障害物リレー	玉入れ	中学生リレー	年齢別リレー	合計得点
優勝	打越	10	5	6	6	6	6	39
準優勝	明知上	7	2	4	3	6	6	28
3位	ひばりケ丘	2	5	2	6	6	6	27
4位	三好上	1	5	5	5	5	6	27
5位	莇生	3	4	6	4	5	5	27
6位	三好丘緑	3	5	3	6	4	5	26

※合計得点が同じ場合は、１位の種目数が多い行政区が上位

打越行政区は、地区対抗競技のすべての種目で１位を獲得する「完全優勝」を飾りました